

多賀城市地域おこし協力隊活動支援業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年1月

多賀城市

## 多賀城市地域おこし協力隊活動支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

### 1 本書の目的

本書は、多賀城市地域おこし協力隊活動支援業務委託の契約候補者を選定するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 業務の概要

#### (1) 委託業務名

多賀城市地域おこし協力隊活動支援業務委託

#### (2) 委託業務内容

別紙「多賀城市地域おこし協力隊活動支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 委託場所

本市指定場所

#### (4) 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### (5) 提案上限額

提案額の上限は、5か年合計額177,531,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、各年度の上限額は以下のとおりとする。

令和8年度 24,887,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和9年度 41,372,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和10年度 57,857,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和11年度 34,950,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和12年度 18,465,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 本プロポーザル審査は、令和8年度の予算成立を前提とするものであり、多賀城市議会において予算が不成立となった場合、予算措置がされない場合又は大幅な減額となった場合には、契約を締結しないことがある。

※ 委託契約の額は、多賀城市的予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

### 3 参加資格要件

参加資格を有する者は、参加申込期日において次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

#### (1) 令和7・8年度多賀城市一般競争（指名競争）入札参加資格登録業者として登録されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てをしていない者であること。
- (4) 国税及び地方税に未納がない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員等に該当しない者であること。
- (6) 本プロポーザルへの参加申込時点で、多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（令和3年多賀城市告示第47号の6）に定める指名停止及び指名回避の措置を受けていない者であること。
- (7) 宮城県内に本店又は支店を有すること。
- (8) 令和3年4月1日以降、地方公共団体から、本業務に類似する業務を元請として受注し、完了した実績を有すること。
- (9) 「多賀城市ICT支援員業務委託」の受託事業者と連携し業務遂行が図れること。

#### 4 実施手順

本プロポーザルは、参加申込書類による参加資格要件の審査及び企画提案書等に基づく選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）による審査により、優先契約候補者1者を選定する。

公募から委託事業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり。

内 容	期間等
実施要領の公表	令和8年1月 9日（金）多賀城市ホームページに掲載
質問書の提出期限	令和8年1月14日（水）午後3時
質問への回答	令和8年1月16日（金）までに多賀城市ホームページに掲載
参加申込期限	令和8年1月21日（水）午後3時
参加資格審査結果の通知	令和8年1月28日（水）までに通知
企画提案書等提出期限	令和8年2月 4日（水）午後3時
審査（選定委員会）	令和8年2月13日（金）（詳細は別途通知）
審査結果の通知	選定委員会参加者に別途通知
契約締結	令和8年3月上旬（予定）

## 5 質問の受付及び回答

### (1) 受付期間

令和8年1月9日（金）から同月14日（水）午後3時まで

### (2) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

### (3) 受付方法

質問書（様式1）に質問内容を記載の上、電子メールにより提出すること。

### (4) その他

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和8年1月16日（金）までに多賀城市ホームページに掲載する。

## 6 参加申込受付

### (1) 受付期間

令和8年1月16日（金）から同月21日（水）まで

### (2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

ただし、受付期間最終日の令和8年1月21日（水）は午後3時まで

### (3) 提出書類

ア 申込書兼誓約書（様式2）（代表者印を押印のこと） 1部

イ 多賀城市暴力団排除条例に係る誓約書（様式3）（代表者印を押印のこと） 1部

ウ 会社概要調書（様式4） 1部

エ 業務実績調書（様式5） 1部

### (4) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

### (5) 申込方法

上記(4)に電子メール、直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX等による受付は行わない。）。

### (6) その他

参加申込後に参加を辞退する場合は、企画提案書等提出期限までに、辞退届（任意様式）を直接又は郵送で提出すること。

## 7 企画提案書等の受付

### (1) 受付期間

令和8年1月29日（木）から同年2月4日（水）まで

### (2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

ただし、受付期間最終日の令和8年2月4日（水）は午後3時まで

(3) 提出書類

ア	企画提案書表紙（様式6）	1部
イ	企画提案書	1部
ウ	実施体制調書（様式7）	1部
エ	参考見積書（様式8）	1部
オ	参考見積内訳書（任意様式）	1部
カ	業務実績調書に記載した実績に係る契約書鑑等の写し	1部
キ	その他参考資料	1部
※	企画提案書は、別紙「多賀城市地域おこし協力隊活動支援業務委託企画提案書作成要領」を基に作成すること。	
※	参考見積内訳書は、各年度毎に作成するとともに総務省で制定している「地域おこし協力隊推進要綱」、別添「地域おこし協力隊」の推進に向けた財政措置についての区分毎に作成すること。	

(4) 受付先

「12 間合せ先」に記載のとおり

(5) 受付方法

上記(4)に電子メール、直接又は郵送（期限内必着）で提出すること（電話、FAX等による受付は行わない。）。

(6) 提出書類に係る留意事項

上記(3)オには、(3)エの内訳を記載すること。

## 8 申込み及び企画提案の無効

(1) 上記3に定める参加資格要件を満たさない者が提出した提案は、無効とする。

(2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 提出期限、受付先、提出方法等に適合しないもの
- イ 企画提案書の内容が、当該実施要領に定める要件に適合しないもの
- ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの
- エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの（自由提案を除く。）
- オ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

(4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

## 9 審査

### (1) 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

参加資格要件の審査結果は、令和8年1月28日（水）までに応募者全員に本人の結果のみを電子メールで通知する。

### (2) 選定委員会

次のとおり選定委員会を開催し、優先契約候補者1者を選定する。

#### ア 日時及び会場

令和8年2月13日（金）

多賀城市役所本庁舎内会議室（詳細は、別途通知）

プレゼンテーション等の順番は、本市で決定するものとする。

#### イ 出席者

提案者1者につき、本委託業務の主な担当者等を含め3名以内とする。

#### ウ 選定委員会の内容

##### (ア) 内容

選定委員会の内容は、次のとおりとする。

なお、詳細については、参加者宛て別途通知する。

- ・企画提案書等に基づくプレゼンテーション

- ・ヒアリング（質疑応答）

##### (イ) 時間

提案者1者につきプレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは20分程度を目安とする。

#### エ 準備物

プロジェクター、スクリーン、電源コンセントは市で用意することとし、プレゼンテーションに必要なパソコンその他物品等は提案者が用意することとする。

なお、パソコンとプロジェクターの接続規格は、HDMIで接続するものとし、それに適合するパソコン等を用意すること。

#### オ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、所定の基準（全委員の合計点の6割）を超える企画提案について委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

なお、審査基準は、別紙「多賀城市地域おこし協力隊活動支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査の評価基準及び配点」とする。

## カ 審査結果の通知

審査の結果については、選定委員会参加者全員に本人の順位のみを書面で通知する。

### (3) その他

審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、再度選定の機会を設けることとする。

## 10 契約及び協議

市は、審査の結果を基に優先契約候補者と業務内容、契約金額等について協議し、協議が整ったときは、多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）に基づき速やかに契約を行うものとする。

なお、協議が整わない場合は、審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

## 11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は、行わないものとする。
- (3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出は認めないものとする。
- (4) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

## 12 問合せ先

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所西庁舎5階

多賀城市教育委員会事務局教育総務課教育総務係

電話 022-368-5021

FAX 022-309-2460

電子メール kyoiku@city.tagajo.miyagi.jp

**多賀城市地域おこし協力隊活動支援業務委託に係る公募型プロポーザル  
審査の評価基準及び配点**

審査項目	参照書類	評価基準	配点
1 業務実績	業務実績調書 (様式5) 企画提案書	本業務に活用できる実績について記載されているか。	10点
2 業務実施方針	企画提案書	本業務の目的・趣旨を理解した提案内容となっているか。仕様書の内容をよく理解できているか。	5点
3 業務実施体制	実施体制調書 (様式7) 企画提案書	本業務を円滑かつ適切に遂行できる体制を確保しているか。「誰が」「何を」するかが明確であるか。	5点
4 工程計画	企画提案書	無理のない工程計画が組まれているか。協力隊の募集から採用までのスケジュールは現実的か。	5点
5 隊員の募集等	企画提案書	隊員の募集・選考の実施手法などが具体的に明示され、意欲的で有能な人材にアプローチできるよう効果的な提案がなされているか。	20点
6 隊員の活動支援・日々のサポート	企画提案書	活動支援や日々のサポートの実施手法(助言や相談、研修会の実施等)などが具体的に明示され、隊員の効果的で円滑な活動が実現できる提案がなされているか。	10点
7 隊員の活動内容	企画提案書	本市のICT支援員と連携し、本市内の教職員のICT活用能力や指導力向上、児童生徒の情報活用能力向上などの補完業務を遂行できるか。	20点
8 独自提案	企画提案書	独自性があり、他社に対して優位性がある内容か。	10点
9 プレゼンテーション	—	提案内容の説明が分かりやすく、質問に対し適切な応答が行われ、事業を成功させる意欲と情熱が感じられるか。	5点
10 費用	参考見積書 (様式8)	見積書の金額は適切か。	10点
合計			100点